

聖籠町高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル

平成20年 6月11日 制定

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、聖籠町内及び新潟県内で高病原性鳥インフルエンザが疑われる事案が発生した場合における初動対応並びに確定診断後の防疫措置等の速やかな対応を目的として定めるものである。

(定義)

第2条 このマニュアルにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に規定された高病原性鳥インフルエンザウィルスが鶏、アヒル、七面鳥、うずらに感染していることが、独立行政法人動物衛生研究所で診断確定された場合をいう。

(防疫体制及び組織)

第3条 畜産業を営む農場において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、産業観光課長は、新潟県下越家畜保健衛生所へ発生状況等を確認し、その発生地域に応じて必要な対応措置を講じるため、副町長からの指示・命令により、次の3段階の防疫体制をとるものとする。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りでない。

体制種別	配備基準	対策内容
警戒体制(レベル1)	聖籠町内及び聖籠町周辺市(新潟市、新発田市)を除く県内で発生した場合	別表第1 聖籠町高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)に記載された構成員へ発生地、発生状況等の情報伝達を行い、発生農場の情報共有化を図る。
厳戒体制(レベル2)	聖籠町周辺市内(新潟市、新発田市)で発生した場合	必要に応じて連絡会議を設置し、関係各部及び関係機関との協力体制の確立及び連絡調整を行い、町内での発生防止対策、まん延防止のため町民への情報伝達を行政防災無線により行う。

非常事態体制（レベル3）	聖籠町内で発生した場合	町長を本部長とし、別表第2に定める構成員で組織する聖籠町家高病原性鳥インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置し、関係各部及び新潟県等との協力体制のもと、家畜の飼養状況の把握、発生予防にかかる普及啓発、県からの指示による防疫支援体制を構築し対応する。
--------------	-------------	--

2 町長は、高病原性鳥インフルエンザ発生時における家畜等の処理量等を想定の上、新潟県、新潟県下越家畜保健衛生所と相互応援体制の整備に努めるものとする。

（庶務）

第4条 連絡会議及び本部の庶務は、産業観光課において処理する。

（運用）

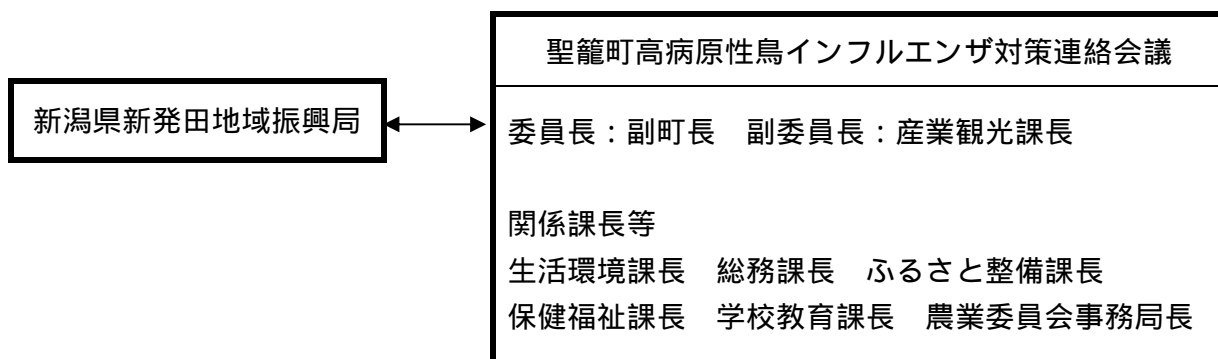
第5条 町長は、必要に応じて各組織の縮小又は拡充を行うことができるものとする。

別表第 1

警戒体制 レベル 1 及びレベル 2

レベル 1 聖籠町内及び聖籠町周辺市（新潟市、新発田市）を除く県内で発生した場合

レベル 2 聖籠町周辺市（新潟市、新発田市）で発生した場合



別表第2 非常事態体制 レベル3
 聖籠町内で発生した場合

